

関西医療大学 職業紹介業務取扱規程

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、職業安定法第 33 条の 2 の規定に基づき、本学における無料職業紹介業務の運営に関して、必要な事項を定める。

(目 的)

第 2 条 この規程は、本学の学生および卒業生に対して、適正かつ公平な就職の機会を確保することを目的とする。

(組 織)

第 3 条 前条の目的を達成するため、本学にキャリア支援委員会（以下「委員会」という）を置く。

2 委員会に関する事項は、別に定める。

3 職業紹介業務に関する事務は、教学部キャリア支援課で行う。

(求 人)

第 4 条 本学は、すべての求人の申込みを受理する。ただし、次の各号の一に該当する場合は、その理由を説明し、受理しないものとする。

(1) 申込み内容が法令に違反している場合

(2) 雇用条件が通常の労働条件に比べ、著しく不相当であると認められる場合

(3) その職業が本学の教育課程にかんがみ、適切でないと認められる場合

(求人者の申込み)

第 5 条 求人者の申込みは、求人者またはその代理人が直接本学に出頭し、本学所定の求人票により、行うものとする。ただし、事情により、直接出頭することが出来ない場合は、文書により、申込みものとする。

2 前項の規定により、求人を行う場合は、業務の内容、賃金、労働時間その他、労働条件を明示しなければならない。

(求 職)

第 6 条 本学は、学生または卒業生のすべての求職の申込みを受理する。ただし、その申込みの内容が、法令に違反し、本学の教育課程にかんがみ適切でないと認められる場合は、その理由を説明し、これを受理しないことがある。

(求職者の申込み)

第 7 条 求職者の申込みは、本人が本学所定の進路希望調査票により、申込みものとする。

(求人者の公示)

第 8 条 求人者またはその代理人から求人の申込みを受けた場合は、学内の所定の場所に公示しなければならない。

(紹介の原則)

第 9 条 求職者に対しては、その希望と能力に適合する職業を紹介し、求人者に対しては、その雇用条件に適合する求職者を紹介するものとする。

(紹介の方法)

第10条 求職者を求人者に紹介する場合は、原則として、学長の紹介状をもって行う。

(学内選考)

第11条 一つの求人先に対して、複数の求職者がある場合、学内選考により、紹介者を決定することがある。

2 学内選考に際しては、本人の能力以外、すべての差別的取り扱いを行ってはならない。

(労働争議に対する不介入)

第12条 本学は、労働争議に対して、中立の立場を維持するため、同盟罷業または作業所閉鎖の行われている事業所には、求職者の紹介を一時中止することがある。

(採否結果の報告)

第13条 求職者を求人者に紹介し、その採否が内定したときは、本学は、速やかにその結果の報告を受けるものとする。

(秘密の厳守)

第14条 本学は、職業紹介業務について、求人者、求職者その他の者から知り得た情報は、すべて秘密とし、これを関係者以外に漏らしてはならない。

(均等待遇)

第15条 本学は、求人者または求職者に対しては、職業紹介業務について、すべて差別的な取り扱いを行ってはならない。

(帳 票)

第16条 帳票は、次の通りとする。

- (1) 求人票
- (2) 進路希望調査票
- (3) 紹介状
- (4) 採否結果通知書

(公共職業安定所への連絡)

第17条 本業務の運営にあたり、次の事項を公共職業安定所長の指示する様式により、報告するものとする。

- (1) 毎年3月末における求職者数、求人数、就職者数、求人倍率および就職率
- (2) 毎年4月1日現在における当該年度の卒業予定者数、就職希望者数および前年度就職者数

附 則

1. この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成28年5月26日から施行し、平成28年4月1日から適用する。